

各事業所・施設設置法人
代表者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業の実施について（通知）

平素から、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
標記の補助事業について、2023年（令和5年）9月28日付け通知でお知らせしましたと
おり、福山市の要綱を改正しました。10月1日以降分について、申請の受付を開始しますが、
申請の際には変更点に御留意ください。

（1）改正内容

| | 2023年（令和5年）9月30日まで （改正前） | 2023年（令和5年）10月1日以降 （改正後） |
|---------------------------------------|---|---|
| 施設内療養に要する 経費 | ・施設内療養者一人当たり1日10,000円（一人当たり最大150,000円） ・また、追加補助要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり1日10,000円を追加補助（一人当たり最大150,000円を追加補助） | ・施設内療養者一人当たり1日5,000円（一人当たり最大75,000円） ・また、追加補助要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり1日5,000円を追加補助（一人当たり最大75,000円を追加補助） |
| 追加補助の条件 | ・小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。 | ・小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に4人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に10人以上いること。 |
| 割増賃金・手当のうち、業務手当 （上限額） ※時間外手当は除く | （上限設定なし） | ・職員1人につき、日額による支給の場合には1日当たり4,000円を補助上限とし、1月当たり20,000円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月当たり20,000円を上限額とする。 |

（2）改正時期

施設内療養については、2023年（令和5年）10月1日以降実施分、業務手当については、2023年（令和5年）10月1日以降支給分から適用する。

1 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力郵送又はメールで提出してください。

※ メールで申請の場合、タイトルに「(法人名):新型コロナウイルスかかり増し経費補助金申請」をつけて送信してください。

2 申請期限

必要書類を揃えて、ホームページ掲載の各提出期限までに提出してください。

・「申請書提出期限及び補助基準額の取扱いについて」参照

※ 提出期限後の申請は受付できませんので御注意ください。

3 福山市ホームページアドレス

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/208485.html>

4 その他

- ・本事業の詳細については、ホームページ掲載の「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」を御確認ください。
- ・申請書類及び添付書類の様式についても、ホームページに掲載していますので、必ず御確認のうえ、ダウンロードして御利用ください。

720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市役所 介護保険課 施設整備担当

電話: 084-928-1281

FAX: 084-928-1732

MAIL: kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp